

## 前 文

本市は、平成17年3月31日、旧三重町、旧清川村、旧緒方町、旧朝地町、旧大野町、旧千歳村及び旧犬飼町が合併し、「豊後大野市」として誕生しました。

第一次豊後大野市国土利用計画は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条の規定に基づき、新たな土地利用方針のもとでまちづくりを進めていくための長期的ビジョンとして、本市の区域における国土(以下「市土」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものです。

また、本計画は、平成20年7月に定められた国土利用計画（全国計画）（以下「全国計画」という。）及び平成20年12月に定められた大分県国土利用計画（第4次）（以下「県計画」という。）を基本として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づき策定された第1次豊後大野市総合計画の基本構想に即して、市土の土地利用の現状と課題を踏まえつつ策定したものです。

なお、今後、社会・経済情勢の変化等により必要が生じた場合は、本計画の見直しを行うものとします。

# 第1章 市土の利用に関する基本構想

## 第1節 市土利用の基本方針

### 1 基本理念

市土は、市民生活や市域における社会経済活動等の共通の基盤であり、現在及び将来における限られた資源です。

このため土地の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮し、市民が健康で文化的な生活を送ることができる環境を確保すること並びに市土の均衡を保ち調和のとれた発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行わなければなりません。

### 2 市土の概要

#### (1) 自然

本市は、大分県の南西部、大野川の中・上流域に位置し、東西約22km、南北約31km、総面積は、603.36km<sup>2</sup>で、その地形は、東部に大峠山（おおとうげやま）、佩楯山（はいだてさん）、西部は、阿蘇外輪山のすそ野、北部は神角寺（じんかくじ）・鎧ヶ岳（よろいがだけ）、南部は祖母（そぼ）・傾山（かたむきやま）、三国峠（みくにとうげ）により囲まれ、盆地状をなしています。

また本市では、原尻の滝や沈墮の滝などに代表される阿蘇火砕流に由来される地球規模の火山活動の足跡を見ることができ、火砕流痕に由来する景観が広汎かつダイナミックに分布するとともに、市内に数多く存在する石橋や石仏など溶結凝灰岩と人の生活の関わりにおける文化的、歴史的遺産を見ることができる地域です。

気候は、瀬戸内海気候から、山地気候に属しており、一部山間部を除けば1年の平均気温は、15度～16度、年間降水量は、1,800mm程度と四季を通して概ね温暖湿潤であります。

#### (2) 社会

本市には、国道10号、国道57号、国道326号、国道442号、国道502号が走り、主要地方道6路線（県道）、一般地方道17路線（県道）や市道が接続し、市内の道路網を形成しています。また、高規格道路として中九州横断道路や三重新殿線バイパスが完成することにより、本市が大分・熊本・宮崎の3地域を結ぶ交通の要衝となり、沿線地域の交流連携を促進することが期待されています。また、鉄道網として大分市と熊本市を結ぶJR九州豊肥本線が本市を横断しており、犬飼、菅尾、三重町、豊後清川、緒方及び朝地の6つの駅があります。

本市の人口は、減少傾向にあり、高齢化率は、県下でも上位に位置しています。本市中心部にある三重町地区は、大分市の通勤圏として、市内外から人口が流入しており、本市の最も大きな中心市街地となっています。また、清川町、緒方町、朝地町、大野町、千歳町及び犬飼町にもそれぞれ旧町村時代の中心商店街が形成されています。

市庁舎は、三重町に本庁舎を置き、各町にもそれぞれ支所を置いています。その周辺は、合併前に比べ著しく疲弊が進み、これまで以上に周辺部の活性化に向けた対策を進めていく

必要があります。

### (3) 経済

本市の経済活動は、農業を中心とする第1次産業が中心です。従来から水稲については、市内全域で、葉たばこ、かんしょについては、主に市内北部及び東部で、畜産については主に市内西部で取り組んできましたが、近年では経営の高度化を図るため、施設を利用したピーマンやきく等の園芸や肉用牛の多頭化等を進めてきています。しかし、日本経済が大きく発展する中で就業構造の著しい変化がおこり、近年では、第2次・第3次産業が全体の中で大きな比重を占めるようになっていきます。

商業については、三重町の国道326号沿いに大型店の進出が見られます。また、旧町村役場周辺地域の商店街を核として商業圏が形成されています。

### (4) 文化

本市では、9万年前の阿蘇山の大噴火に由来する阿蘇溶結凝灰岩の柱状節理の溪谷や滝などの景観や磨崖仏・石橋などの石造文化、神楽・獅子舞などの郷土芸能や食文化等、多様な文化が保存・継承されています。このような市内の特長的な素材・魅力を総合的に活用し、地域振興を図っています。

また、本市は「彫刻家 朝倉文夫」「放浪の画家 幸 寿」の生誕の地であり、豊かな自然や仏教文化が栄えた長い歴史の中で、芸術的な素養・風土があったものと考えられます。

そのため、文化資源・文化施設の整備・ネットワーク化を図りながら、文化・芸術活動を推進する組織の構築と後継者の育成に努めるとともに、発表・鑑賞する機会の充実を図り、地域に根ざした個性豊かな文化活動への支援を推進しています。

## 3 市土地利用の現状と課題

本市は、平成19年3月に第1次豊後大野市総合計画を策定し、「やさしく、たくましく、ともに築く豊後大野市」を基本理念に、基本構想で8つの政策目標を掲げ、その目標を実現するために施策を展開しています。

市土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの面積は、農用地が6,541km<sup>2</sup>（市土面積の10.9%）、森林が44,890km<sup>2</sup>（同74.5%）、道路が1,235km<sup>2</sup>（同2.0%）、宅地が1,060km<sup>2</sup>（同1.7%）等となっており、地目間の土地利用転換は鈍化している状況にあります。

市の人口は、今後も減少傾向を続け、高齢化率は上昇の一途を辿ると推計される中、宅地にあっては市街地の空洞化や低未利用地の増加、農用地にあっては担い手不足や鳥獣被害等による不作付地や耕作放棄地の増加、森林にあっては間伐等の管理が不十分な土地の増加等が予想されており、土地利用の効率の低下が懸念されています。

また、人口減少や高齢化の進行による地域コミュニティの弱体化、農山村の景観の毀損などが懸念される一方で、里地里山の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する

志向が高まっており、安全面や環境面を含め、人の営みと自然の営みとの調和を図ることにより、美しく魅力ある市土利用を更に進めていくことが求められています。

さらに、本市発足後、旧町村間の交流・連携が進む中で、各地域の様々な土地利用を総合的に捉えていくことや市土をより良い状態で次世代へ引継ぐために、土地利用や施策の実施に当たっては、総合的な観点から迅速かつ適切に対応することが求められています。

#### 4 市土利用の基本方針

市土をより良い状態で次世代へ引継ぐために「持続可能な市土管理」を行います。

具体的には、限られた市土の有効利用を図りつつ、適切な維持管理と利用区分ごとに個々の土地需要の量的な調整を行い、また、市土利用の質的向上を図るため、市土利用の総合的な保全管理を行います。

##### (1) 土地需要の量的調整

土地需要の量的調整に関しては、市街地における土地の高度利用や、低未利用地の有効利用を促進し、効率的かつ計画的に良好な市街地の形成と再生を図ることとします。

農地や森林等の自然的な土地利用については、生態系、水源、景観等に配慮し、豊後大野市の基幹産業である農林業の振興を図るためにも適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図ります。

また、土地利用の転換については、再び元の状態に戻すことが困難であるという土地利用の不可逆性、自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮して、慎重かつ計画的に行うこととします。

##### (2) 市土利用の質的向上

市土利用の質的向上に関しては、「安全で安心できる市土利用」、「循環と共生を重視した市土利用」、「美しく魅力ある市土利用」以上の3点を基本とします。

まず、安全で安心できる市土利用の観点からは、地域ごとの特性を踏まえた適正な市土の利用を基本として、森林の保全管理等、災害に対する安全性を高めます。

次に、循環と共生を重視した市土利用の観点からは、人間の生活によって生じる廃棄物の減量化・再資源化など「循環型社会」への移行を進めるほか、治水や利水施設と市土利用の調和を図ることとします。また、原生的な自然や生態系を維持・保全するため、自然の循環システムにかなった市土利用を進めます。更に、小水力発電や太陽光発電などの新エネルギーの導入を推進します。

3点目の美しく魅力ある市土利用の観点からは、本市が有する緑豊かな自然環境の保護、優れた景観の保全などを進め、安全で安心できる市土利用、循環と共生を重視した市土利用との整合性を保ち、総合的に市土利用の質を高めていきます。

##### (3) 市土利用の総合的な管理

市土利用の総合的な管理に関しては、地域のさまざまな土地利用を別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体の関わりなどを踏

まえ、総合的な観点で市土地利用の基本的な考え方の合意形成を図ります。また、慎重な土地利用転換、土地の有効利用、適切な維持管理、再利用等を総合的に管理する視点を持ち、市土地利用の諸問題に対して柔軟に取り組みます。

## 第2節 地域類型別の市土地利用の基本方向

市街地、農山村、自然維持地域の市土地利用の基本方向を次のとおりとします。なお、地域類型別の市土地利用に当たっては、相互の機能分担、交流・連携等、地域類型間のつながりを双方向的に考慮します。

### 1 市街地

市街地については、市街地拡大の抑制を基本とし、コンパクトで効率的な魅力ある空間の形成を目指します。したがって、土地の高度利用を図るとともに、出来るかぎり低未利用地の有効利用を促進していきます。また、地域において拠点性を有する地区については、市民生活に必要な施設を集約化・複合化し、利便性を高めていきます。

### 2 農山村

農山村は、生産と生活の場であることに加え、豊かな自然環境や美しい景観等、市民にとって癒しの空間として共通の意識を持つことのできる貴重な財産です。また、数多くの文化財や史跡、伝統芸能を有しており、これらを観光資源として結びつけ、受け入れ体制の整備や観光資源の整備、観光客の誘致促進等を積極的に行っていきます。農用地の確保については、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産基盤の整備、効率的・安定的な農業経営に資するための施策を講じます。

### 3 自然維持地域

本市は、祖母傾国定公園、祖母傾県立自然公園及び神角寺芹川県立自然公園を有しますが、これらの地域は他の地域以上に、適正に自然環境を維持・保全していく必要があります。この地域は、生物多様性の保全上、中核的な役割を果たすことから、野生動植物の生息、生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、その保護を行います。また、狩猟圧を高めることによって野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに自然体験・学習等の場としての利用を図ります。

## 第3節 利用区分別の市土地利用の基本方向

利用区分別の市土地利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、各利用区分は別個に捉えるものではなく、市土地利用の質的向上の項で述べた「安全で安心できる市土地利用」「循環と共生を重視した市土地利用」「美しく魅力ある市土地利用」を基本とし、横断的見地から相互の関連性に十分留意する必要があります。

## 1 農用地

農業は本市の基幹産業ですが、農業従事者の高齢化や後継者不足等に起因した遊休農地の拡大とともに土地利用転換が進行しており、農用地は年々減少傾向にあります。農用地は将来にわたる食料の安定的供給と、地域環境の保全を図る上での基礎資源であることから、生産性や収益性の高い農業の確立を目指した土地利用を図りながらその保全と有効利用に努めます。

具体的には、新規就農者の確保・育成、認定農業者の確保・育成、集落営農組織の確保・育成、企業の農業参入の推進、女性農業者の支援と活動促進等に努め、農地の荒廃防止を図ります。また、農業を基幹産業として位置づけ農業生産を拡大していくためには、持続型農業の確立が急がれます。今後は地域性を活かした耕畜連携による地域内循環型農業の構築により環境に優しい農業の一層の推進を図り、特に園芸戦略・重点品目については、地域性を活かした産地形成とブランドの確立を図ります。

## 2 森林

森林は、木材生産、水源涵養、土砂災害防止、良好な景観形成、温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の吸収源等の多面的な機能を有しています。これらの機能を将来においても享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けた整備と保全を図ります。

しかしながら本市では、ニホンジカによる森林被害が多く発生しており、森林機能の維持に支障をきたしています。今後は、捕獲対策や被害防止対策を更に強化し、森林の多面的な機能の維持に努めます。

## 3 原野

原野のうち、小規模な湖沼などの野生生物の生息・生育地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、生物多様性及び景観維持等の観点から保全を基本とします。その他の原野については、地域の自然環境を形成する機能を有していることに十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

## 4 水面、河川、水路

水面、河川及び水路については、洪水に対する安全性を確保するとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適切な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

## 5 道路

一般道路（国道、県道、市道）については、地域間の交流・連携を促進し、市土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めていくため、必要な用地の確保を図ります。特に、高速交通体系に組み込まれる地域高規格道路「中九州横断道路」の用地については、早期整備に向け着実な確保に努めます。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上等に配慮しながら、環境の保全にも十分配慮することとします。また、適切な維持管理や更新を行うことにより、既存用地の持続的な利用を図ります。

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。その整備に当たっては、地域の生活環境の整備、産業の振興等に配慮するとともに、自然環境の保全に十分配慮します。

## 6 宅地

### (1) 住宅地

住宅地については、生活の基盤である住宅を確保するために必要な土地であり、良好な居住環境が形成されるよう低未利用地の有効利用を基本とし、必要な用地の確保を図ります。本市は、人口、世帯数ともに減少傾向にある中、空き家の有効活用による定住促進の施策を展開しながら住宅地の良好な居住環境を保持していきます。

また、住宅周辺的生活関連施設の整備を進めることにより、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。さらに災害に関する地域においては、適切な市土利用を行います。

### (2) 工業用地

工業用地については、企業立地が市民所得の向上や安定した就業機会の確保等、地域における活力を生むことから、環境の保全等に配慮しつつ、地域資源を重視した企業の進出に必要な用地情報等の確保に努めます。また、縮小・撤退に伴い生じた工場跡地については、他の土地利用との調整を行いながら有効利用を図ることとします。

### (3) その他の宅地（事務所、店舗等）

中心市街地における商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地については住宅地等とのバランスを考慮しながら必要な用地の確保を図ります。

## 7 その他

公用、公共用施設については、市民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮し、必要な用地の確保を図ります。また、各施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、空き地や遊休施設の活用を図ります。

レクリエーション用地については、本市の文化的、自然的環境に十分配慮しつつ、市民の憩いの場として周辺の土地利用と自然環境の調和を図り、計画的な整備と有効利用を進めます。その際、森林、河川等を余暇空間として利用することや施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮します。

低未利用地のうち、市街地の低未利用地は、人口定住の核となる住宅整備等を進めるなど、再利用を図ります。農山村の不作付地や耕作放棄地は、所有者の適切な管理に加え、多様な主体の直接的あるいは間接的な参加を促すことなどにより、農用地や森林地として有効利用を図ります。

## 第2章 市土の利用目的に応じた区分ごとの 規模の目標及び地域別の概要

### 第1節 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### 1 目標年次等

本計画の目標年次は平成35年とし、基準年次は平成22年とします。

#### 2 目標年次における想定人口等

市土の利用に関して基礎的前提となる人口と一般世帯数については、平成35年において、それぞれおよそ34,330人、14,300世帯と想定します。

#### 3 市土の利用区分

市土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分とします。

#### 4 目標の設定

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分ごとの市土の利用の現況と変化を踏まえ、将来人口や各種計画等を前提として、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行った上で定めます。

#### 5 目標値

平成35年における市土の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりとします。

#### 6 目標の性格

目標値については、今後の社会経済情勢の変化に連動していくため、弾力的に理解されるべき性格のものです。



表1 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

※1 km<sup>2</sup> = 100ha = 1,000,000 m<sup>2</sup>

区分	年次	基準年次 A 平成 22 年 (ha)	目標年次 B 平成 35 年 (ha)	差引増減 B-A (ha)	構成比	
					平成 22 年 (%)	平成 35 年 (%)
農用地		6,541	5,439	△1,102	10.9	9.0
農地		6,430	5,328	△1,102	10.7	8.9
採草放牧地		111	111	0	0.2	0.1
森林		44,890	45,252	362	74.5	75.0
原野		1,532	1,532	0	2.5	2.5
水面・河川・水路		1,594	1,594	0	2.6	2.6
道路		1,235	1,340	105	2.0	2.3
宅地		1,060	1,114	54	1.7	1.9
住宅地		789	817	28	1.3	1.4
工業用地		64	64	0	0.1	0.1
その他宅地		207	233	26	0.3	0.4
その他		3,484	4,065	581	5.8	6.7
合 計		60,336	60,336	0	100.0	100.0

※ 道 路：一般道路並びに農道及び林道

## 第2節 地域別の概要

### 1 地域区分の考え方

土地、水、自然などの市土資源の有限性を踏まえた上で、各地域の個性や多様性を活かしつつ、市土の均衡ある発展を図る見地から、そのために必要な基礎条件を整備し、市土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処します。

### 2 地域区分

地域の区分は、本市における自然的、社会的、経済的条件等を考慮して、表2の7区分とします。

表2 地域の区分

三重地域	旧三重町
清川地域	旧清川村
緒方地域	旧緒方町
朝地地域	旧朝地町
大野地域	旧大野町
千歳地域	旧千歳村
犬飼地域	旧犬飼町

### 3 地域別の概要と市土利用の方向

#### (1) 三重地域

三重地域は、本市の南東部、大野川の南側に位置し、面積約162km<sup>2</sup>で市内の各地域の中で最も広く、南部は祖母傾国定公園の区域まで含んでいます。また、この地域には、前方後円墳をはじめとする古墳が数多くあり、古くから栄えた場所でありました。地域の西部から東へ流れる三重川沿いの低地に市街地が形成されており、その周辺に農地と山林が交互にある台地農業地帯が広がり、南部は山地の森林地帯となっています。地域の北部に国道326号、JR豊肥本線が東西に通り、三重町駅より南西側に市場地区の商業・業務地・市役所など行政の中心的機能が集積し、その周辺に住宅市街地が形成されています。また、その東側の国道326号と国道502号との重複指定区間周辺の赤嶺地区は、昭和60年代から土地区画整理事業などにより、新しい市街地が形成され、沿道には商業施設の立地が進んでいます。近年さらに東側へ住宅地開発が進み、市街地が広がっています。地域の人口は、約17,600人で高齢化率は、30.6%となっています。(平成22年3月末)

このように、本地域は本市の中心的地域であることから、都市的機能の充実を図ります。国道326号と県道三重新殿線バイパスとが交差する下赤嶺地区については、新たな

商業地としてのまちづくりを進め、本市の主要な商業・業務地として多様な機能の集積を図ります。既存の商業地は空き店舗や空地が増加していることから、空き店舗対策や人口定住策の実施など中心市街地の活性化を進め、賑わいの回復に努めます。市役所新庁舎周辺の公共・公益施設が集積する市場地区は、今後とも業務機能の維持・充実を図り、より利便性が高い空間形成を進めます。また、既存工業地については、周辺環境との調和を図りながら、現在の土地利用の保全・高度利用を促進します。一方、都市計画区域及びその外側の農村地域については、優良農地を保全するとともに、都市計画区域内の農用地は他の土地利用との調整を図りながら、効果的で適切な土地利用を図る必要があります。平坦部にあつては、優良農用地が多く存在するため農地の保全を図るとともに収益性の低い農地については、施設園芸農業等の収益性の高い農業への転換を推進するなど農地の有効利用を図ります。南部の森林地帯については豊かな森林資源を有していることや保安林として指定された区域もあるため適正な保全を行っていきます。

## (2) 清川地域

清川地域は、本市のほぼ中央に位置し、面積約 47 km<sup>2</sup>で山地の多い地形となっています。地域の北部に国道 502 号、J R 豊肥本線が通り、豊後清川駅や道の駅「きよかわ」、市役所清川支所、清川小学校などがあり、その周辺に小規模な市街地が形成されています。地域の南部は、奥嶽川、中津無礼川などに沿って集落が点在する自然豊かな農村地域となっています。地域の人口は、約 2,400 人で、高齢化率は 41.5%となっています。(平成 22 年 3 月末) この地域は、宇田姫神社や轟橋などの歴史的資源が点在するとともに、神楽の里として地域の文化やコミュニティが引き継がれています。また奥嶽川沿いに井崎河川公園が整備されています。

公共公益施設が集まる砂田地区から、道の駅「きよかわ」、J R 豊後清川駅までのエリアを本地域における「地域拠点」として位置づけ、日常利便機能、沿道商業・観光施設などの集約を図ります。砂田地区等の既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、本地域の定住の核として快適に住めるまちづくりを進めます。奥嶽川沿いに広がる優良農地の他用途への転換は、低未利用地を利活用すること等によって、極力抑制する必要があります。また、本地域南部には、森林が多く存在していることから土地の利用転換に当たっては、自然環境の保全に十分に配慮する必要があります。この地域は森林におけるシカ被害が多く発生しており更なる鳥獣害対策の推進を行い森林の多面的機能の維持に努めます。総じて本地域は、豊かな自然を有しており環境の保全には十分留意して、秩序ある土地利用を図る必要があります。

## (3) 緒方地域

緒方地域は、本市の南西部に位置し、面積148km<sup>2</sup>と広く、南側は祖母・傾山の山岳地となっています。地域北部の緒方川沿いの低地は、開けた水田地帯となっています。この地域は、かつて緒方庄と呼ばれた宇佐神宮の荘園で、平安末期から鎌倉初期にかけてこの地を中心に活躍した武将緒方惟栄が治めた歴史があり、平安末期の緒方宮迫東石仏・西石仏や江戸時代からの水路など多様な歴史資源や田園景観、原尻の滝など特色ある自

然景観資源を有しています。交通アクセスでは、国道502号とJR豊肥本線が通っており、豊後大野市立市民病院が立地しています。旧日向街道沿いには商店街の街並みが連なっています。地域の南部は、徳田川や奥嶽川などに沿って集落が点在する自然豊かな地域となっています。地域の人口は約6,100人で、高齢化率は約45.2%となっています。（平成22年3月末）

市役所緒方支所、市民病院などの公共公益施設が集まる馬場地区から、運動公園のある下自在地区までの既成市街地を本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設等の集約を図ります。JR緒方駅周辺の旧日向街道沿い商店街の活性化を図り、下自在地区の運動公園周辺や馬場地区の丘陵部など、既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、本地域の定住の核として快適に住めるまちづくりを進めます。道の駅「おがた」の周囲は、観光拠点としての利用を図りつつ、周辺農地の保全を図ります。地域の南部などその他の田園集落地帯は、農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全に努めます。地域南部の山間森林農業地帯は、自然環境と調和した地域環境の維持に努めます。本地域は祖母傾国定公園及び祖母傾県立自然公園を有しており、保安林を含め森林が多く存在していることから、土地の利用転換に当たっては、自然環境の保全に十分に配慮する必要があります。また緒方平野は、市内屈指の水田地帯となっており、食糧供給基地としての基盤を保持できるよう、優良農地の保全に努めます。

#### （４）朝地地域

朝地地域は、本市の北西部に位置し、面積約68km<sup>2</sup>で、北部の広い範囲が神角寺芹川県立自然公園を含む山地となっており、地域南部についても起伏の多い地形となっています。

朝地駅周辺には、公共公益施設が集まり、旧道沿いに小規模な市街地が形成されています。地域の南部に、江戸時代岡藩主が家老に下賜した紅葉で有名な用作公園、県内最大の普光寺磨崖仏があり、市街地の北約3kmのところ彫刻家朝倉文夫の記念公園があります。中九州横断道路が整備中であり、朝地インターチェンジが開設される計画となっています。地域の人口は、約3,100人で、高齢化率は約42.9%となっています。（平成22年3月末）

公共施設が集まる朝地駅周辺及び朝地小・中学校周辺から、道の駅「あさじ」のある板井迫大恩寺地区までの範囲を本地域における「地域拠点」として位置付け、公共公益施設をはじめ、商業・サービスなど日常利便機能の集約を図ります。また、旧朝地中学校周辺など、既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、本地域の定住の核として快適に住めるまちづくりを進めます。地域北部については、里山放牧が盛んであり、豊かな森林資源を有していることから今後も適正な保全を行っていきます。また、この地域は畜産が盛んであり耕畜連携による飼料作物の生産性向上を図ります。南部の用作公園及び普光寺磨崖仏周辺については、九州オルレのコースのひとつでもあり、自然公園地域の良好な自然環境を保護するとともに、レクリエーション機能の充実を図っていきます。

この地域の農地については谷あいの狭小な農地が多く、収益性も低いことから施設園芸農業等の収益性の高い農業への転換を推進するなど農地の有効利用を図ります。今後は、中九州横断道路の整備を進めるとともに、交流・連携を促進することを通じて、自然と調和した効率的な土地利用を図ることとします。

## (5) 大野地域

大野地域は、本市の北部中央に位置し、面積約109km<sup>2</sup>で、北西部は神角寺芹川県立自然公園を含む山地となっており、地域南部はやや起伏の多い台地地形となっています。

地域の中央を東西に国道57号が通り、並行して中九州横断道路が整備されています。南北方向に主要地方道三重野津原線、大分大野線が通り、県道百枝大野線、緒方大野線など放射状に配置された道路網により、市域外及び市内の都市拠点、各地域拠点と結ばれています。地域のほぼ中央、国道57号沿いと田代川の低地に田中地区のまとまった市街地が形成されており、その南側の中九州横断道路大野インターチェンジ周辺に市役所大野支所、商業施設などが立地するぬく森パークおおのが整備されています。地域内には、磨崖仏や由緒ある社寺などの歴史資源、師田原ダム、ふるさと体験村、えぼし公園など自然の中の観光スポットがあります。地域の人口は、約5,000人で、高齢化率は約42.7%となっています。（平成22年3月末）

市役所大野支所などの公共公益施設が集まる田中地区を本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設をはじめ、商業・サービスなど日常利便機能の集約を図ります。また、既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、本地域の定住の核として快適に住めるまちづくりを進めます。更に大野インターチェンジ周辺における新たな産業・商業機能の立地の可能性を検討します。地域内の田園集落地帯及び山間森林農業地帯は、農地の保全と農村集落の生活環境向上に努めます。また、地域北部の山岳自然地帯については、豊かな森林資源を保全するとともに自然公園地域の良好な自然環境を保護します。本地域の畑地帯においては、かんがい施設を利用したピーマン、イチゴ、スイートピー等の施設園芸、また土地利用型作物として、葉たばこ、茶、かんしょ、さといも等多種多様な品目に取り組みながら本市の農業基盤を支えてきました。また、近年では、優良な企業的農業経営体を誘致し、遊休農地の活用及び耕作放棄地の再生利用を図ってきました。このことから今後も本地域の農業振興を図り、良好な農用地を確保する必要があります。

## (6) 千歳地域

千歳地域は、本市の北東部大野川の北側に位置し、面積約21km<sup>2</sup>と各地域の中で最も狭い地域です。標高の比較的到低い山に囲まれ、大野川及び茜川沿いの低地や丘陵地上に農地と集落が広がっています。地域の中央を東西に国道57号及び中九州横断道路が通り、県道三重新殿線バイパスに接続する千歳インターチェンジが整備されており、三重地域の都市拠点へのアクセス路となっています。その他広域農道が整備されており、地域内の道路ネットワークを形成しています。公共公益施設は、県道三重新殿線（旧道）沿いの新殿地区にあり、商店や住宅がその周囲に集積してコンパクトな市街地が形成さ

れています。千歳インターチェンジ周辺には工場が進出しており、今後もこのような産業機能の立地による地域の活性化が期待されます。市街地南側の台地上に運動公園、大野川河畔に農村公園が整備されています。また地域内には、白鹿山妙覚寺、大迫磨崖仏などの歴史的資源があり、白鹿山は季節の花や眺望が美しい自然公園となっています。地域の人口は約2,400人で、高齢化率は約34.2%となっています。（平成22年3月末）

公共公益施設が集まる新殿地区を本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設をはじめ、商業・サービスなど生活利便機能の維持を図ります。既存住宅地の生活環境の保全・向上を図り、快適に住めるまとまりのある定住市街地を確保します。また、千歳インターチェンジ周辺における新たな企業立地の誘導を推進します。市街地南側の台地に広がる畑作地帯等の地域内の優良農地の保全と農村集落の生活環境向上に努めます。地域内の山林や河川沿いなどの自然地については、その環境や景観を守るとともに、レクリエーション地区などとしての活用を検討します。特に白鹿山については、季節の花や眺望が美しい自然公園となっており地域住民の参加・協力等による複合的な手段を用い適切な管理を図ります。今後は、中九州横断道路を活用し市内他地域との交流・連携を通じて効率的な土地利用を図りながら優良農地については、維持保全していきます。

## （7）犬飼地域

犬飼地域は、本市の北東部に位置し、大分市に隣接する面積約47km<sup>2</sup>の地域です。

国道10号が通り、国道57号及び国道326号がここから分かれ本市の入口になっているとともに、中九州横断道路のインターチェンジを分岐点に熊本県、宮崎県へとアクセスされています。更に、この地域には、JR豊肥本線が通り、市街地の北端に駅があるなど、交通の要衝となっています。

大野川は犬江釜峡と言われる景勝地をかたちづくり、沿川にはリバーパーク犬飼が整備されています。リバーパークでは、毎年カヌーの大会が開催され、県内外から多くの参加者が訪れています。福祉施設やスポーツ施設は市街地南部の小高い山上に配置されています。地域の人口は約4,200人で、高齢化率は約34.3%となっています。（平成22年3月末）

市役所犬飼支所や商店などが集まる犬飼地区を中心に、北はJR犬飼駅、南は田原地区の公共公益施設を含む範囲を本地域における「地域拠点」として位置づけ、公共公益施設の充実・利便性の向上、商業・サービスの維持・振興を図るなど、生活利便機能の確保を図ります。また、既存住宅地の生活環境の保全と安全確保を図り、定住市街地としての快適性を高めます。地域内の河川沿いなどの自然環境や景観を守るとともに、レクリエーション地区などとしての活用を検討します。地域北西部には森林が多く存在していることから、土地の利用転換に当たっては、自然環境の保全に十分に配慮する必要があります。また、この地域は高糖度かんしょの産地でもあり、畑作地帯等の優良農地については保全に努めます。中九州横断道路の開通後、大分市に近いことから宅地化が進んでおり農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図っていく必要があります。

## 第3章 前章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

第2章に掲げる目標を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりです。これらの措置については、「安全で安心できる市土利用」、「循環と共生を重視した市土利用」及び「美しく魅力ある市土利用」の観点を総合的に勘案した上で実施します。

### 第1節 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用を図ることができるよう努めます。

このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図ります。

### 第2節 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係諸法令の適切な運用や、全国計画、県計画及び大分県土地利用基本計画等の土地利用に関する計画に基づき、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図ります。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係行政機関相互間の適切な調整を図ります。

### 第3節 地域整備施策の推進

本市の将来都市像である「豊かな自然と文化を未来につなぐやすらぎ交流都市」を実現する場としての市土の持続可能な均衡ある発展を図るため、豊後大野市総合計画に基づき、地域の個性や多様性を活かした地域振興・整備施策を展開し、総合的に産業の発展と環境の整備を進めていきます。

### 第4節 市土の保全と安全性の確保

#### 1 施設整備による市土保全

市土を水害、地震等の自然災害から守り、市民の生命及び財産の安全を確保するため、砂防ダムの設置等、治山治水事業の推進、土砂災害警戒区域等の指定、耐震化に向けた調査及び事業等を行い、防災上の諸施策を進めながら、適正な市土利用への誘導を図ります。

#### 2 森林機能による市土の保全

森林が持つ市土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、保安林及び治山施設の整備等を進めるとともに、除間伐等保育施業を実施し、広葉樹などの自然植生による複層林化等を進め、水源涵養や土砂災害防止などの機能を持続的に発揮できるよう努めるとともに、森林管理への市民の理解と参加を促すなど、森林管理のための基礎条件を整備します。

### 3 ソフト対策による安全性の向上

自主防災組織の育成強化及び地震・防災マップ、洪水ハザードマップの作成により、市内危険地域及び指定避難所等の防災に関する情報の発信を行い、市民への周知を図ります。

### 4 恵まれた自然環境の保全

祖母傾国定公園、祖母傾県立自然公園及び神角寺芹川県立自然公園に代表される美しい自然を活かした有効な土地利用を推進するとともに、恵まれた自然環境の保全に努めます。

## 第5節 環境の保全と美しい市土の形成

### 1 地球温暖化対策

地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境を保全するため、省資源・省エネルギー対策、太陽光等の新エネルギーの導入により温室効果ガス排出抑制対策やオゾン層保護などの対策を推進します。特に本市では、水路の高低差を利用した小水力発電の整備や太陽光発電の整備を行い、地球環境に優しいエネルギー源の確保に努めます。また、二酸化炭素の吸収源となる森林等の緑豊かな自然の適切な保全・整備を図ります。

### 2 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を基本とし、ごみ減量運動に取り組みます。また、施設の長寿命化計画に基づき、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全に配慮しつつ必要な用地の確保と適正な土地利用の誘導を図ります。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止に努めます。

### 3 生活環境の保全

快適で安全な市民の生活環境を保全するため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進めます。

### 4 水循環系の構築

水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の確保を図るため、生活排水処理施設の整備、農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、灌水への使用などの効果的利用を進めます。また、湖沼、河川の流域において、水質保全に資するよう、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努めます。さらに、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努めます。



## 5 原始的な自然の保全

本市と竹田市、宮崎県に跨る祖母山は、ブナやツガなどの原生林に覆われているほか、特別天然記念物であるニホンカモシカの生息南限とされています。この高い価値を有する原始的な自然については、厳格な行為規制等により厳正な保全を図ります。

また、里地や里山等については、適切な農林業活動や民間・市民団体等による保全活動によって自然環境の維持・形成を図ります。この場合、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止や生態系相互の関連性に配慮し、捕獲対策や被害防止対策を進めます。

## 6 土砂管理

土砂採取に当たっては、常に環境・景観保全や社会経済活動などに配慮しつつ適切な管理を図ります。

## 7 風土・景観の保全

本市には菅尾磨崖仏や岩戸遺跡、神角寺本堂、虹潤橋などの国指定の有形文化財、史跡、天然記念物、登録有形文化財などが、各地域に点在しています。本市が古来より育んできた歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行っていきます。

また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、市街地においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成を、農山村においては、自然・田園景観の維持・形成を図ります。

## 8 環境との調和

良好な環境を確保するために、公共事業の検討・計画段階においては環境保全上の配慮を行い、環境との調和を図った土地利用の適正化に努めます。

# 第6節 土地利用転換の適正化

## 1 基本方針

土地利用の転換を図る場合、再び元の状態に戻すことが困難であることから、その影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うことを基本とします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を見据えて、必要があるときは速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じるものとします。

## 2 農用地の転換

農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、農業以外の宅地等との計画的な調整を図りつつ無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮して行うものとします。

### 3 森林の転換

森林の利用転換を行う場合には、水源涵養や土砂災害防止等の公益的機能に留意し、災害の発生や環境の悪化等を招くことのないよう、周辺の土地利用との調整を図ります。

### 4 大規模な転換

大規模な土地利用の転換を行う場合には、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域をも含めて事前に十分な調査を行い、市土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。また、地域住民の意向等、地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市の総合計画をはじめとする各種計画との整合を図っていきます。

## 第7節 市土の有効利用の促進

### 1 農用地

農用地については、農業生産の最も基礎的な資源である優良農地を確保するとともに、生産基盤の整備などの農業施策を集中し、その有効利用を図り、農業経営を安定的・効率的に進めていきます。また、安定的な営農に必要な農地については、農業振興地域整備計画の農用地区域として設定し、適正な制度の運用を図り、農地の効率的な利用を進めます。

### 2 森林

森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図ります。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、教育やレクリエーションの場として総合的な利用を図ります。また、森林の整備を推進する観点から、地域材の利用や林地残材（木質バイオマス）の利活用を促進します。

### 3 水面、河川、水路

水面・河川・水路については、治水及び利水機能を発揮できるよう留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や白山川に代表されるように様々なイベントを通じ、水と人とのふれあいの場の形成を図ります。

### 4 道路

道路のうち、一般道路については、効率的かつ効果的に整備を進め、安全で円滑な交通の確保を図ります。特に市中心市街地においては、まちなみ景観に調和した道路の補修整備等を継続的に進めることにより、良好な景観の形成を図るとともに、道路空間の有効利用に努めます。

また、農林道については、自然環境の保全に十分留意し、一般道の機能を補完する道

路としての機能を期待しつつ、有効利用を図ります。

## 5 住宅地

住宅地については、居住環境として計画的に面整備を推進しながら、空き家バンクを活用するなどの対策を講じて低未利用地の有効活用を図ります。また、自然との調和を図りながら無秩序な開発を抑制し、秩序ある居住環境の整備を図ります。

## 6 工業用地

工業用地については、企業の立地動向を踏まえ、周辺環境の保全等に十分配慮し、地域特性を勘案した立地環境の整備を行います。また、地域社会との調和及び公害防止対策の充実を図ります。

## 7 低未利用地

低未利用地のうち、耕作放棄地については、市土の有効利用並びに市土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地等としての活用を積極的に進めるとともに、地域の実情に応じ、地域活性化のための施設用地、森林等への転換を図ります。

また、市街地の低未利用地については、新たな土地需要に対して優先的に利用を促進します。

## 第8節 多様な主体による市土の適切な管理

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして市土の管理に参加することにより、市土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な市土の利用に結びつく効果が期待できます。

このため、国、県、市による公的な役割や所有者等による適切な管理に加え、市民の自発的な森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、荒平の池周辺整備における企業参画による緑化活動など所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により市土の適切な管理に参画していく取組を推進します。

## 第9節 土地に関する調査の推進及び成果の啓発

市土の総合的な把握を一層充実するため、国土調査等の市土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。

また、森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進します。

さらに、市民の市土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果

の啓発を図ります。

## 第10節 指標の活用

持続可能な市土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標を活用し、点検を行います。